



# 嫌なことや困ったことが 起こったときは・・・

**質問 1** 障がいのあることで差別されたら、  
まずどうしたらいいのですか？

**答え** 市・社会福祉課の障がい者総合  
相談窓口で相談してください。  
ただし、そこで解決できない  
場合などには、他の相談窓口  
を紹介します。

**質問 2** 差別した会社・お店などは、  
どうなるのですか？

**答え** 会社・お店などの場合は、「障  
がいのある方にどんな対応を  
したか」を役所に報告するよ  
うに求められたり、差別をし  
ないよう注意をされることが  
あります。

**質問 3** 近所の人から差別的なことを  
言われました。その人は罰を  
受けないのでしょうか。

**答え** 障害者差別解消法が禁止してい  
るのは、役所や会社・お店など  
による差別です。  
この法律が、一人ひとりのする  
ことや考えを罰することあり  
ません。  
障がいのある方への差別がなく  
なるよう、国や都道府県または  
市町村は、障がいや障がいのある  
方について、皆さんが理解を  
深められるような取り組みをし  
なければなりません。

**質問 4** この法律はいつから  
スタートするのですか？

**答え** 平成 28 (2016) 年 4 月から始  
まります。



【詳しくは、内閣府のホームページをご覧ください】

●障害を理由とする差別の解消の推進  
(内閣府ホームページ内)

障害を理由とする差別の解消の推進

検索

<http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>



## ご存じですか？ 障害者差別解消法



障害者差別解消法は、障がいのある方への差別をなくし、障がい  
のある方もない方も共に生きる社会をつくるために定められました。

人格と個性を尊重した  
共生できる社会づくり

障がいを理由とする差別の解消を  
推進するため、「障害を理由とする  
差別の解消の推進に関する法律（障  
害者差別解消法）」が平成 28 年 4 月  
1 日に施行されます。この法律は、  
障がいのある方もない方も誰もが  
互いの人格と個性を尊重し合い、共  
に生きる社会をつくることを目指し  
ています。

「障害者差別解消法」では、障が  
いを理由とする差別の解消に関する  
基本的事項をはじめ、障がいがある  
方に対する①「不当な差別的取扱  
い」、②「合理的配慮をしないこと」  
の禁止について、役所や会社・お店  
などへの措置が定められています。  
(図 1)

障がいを理由とする差別を解消す  
ることは、社会全体の責務です。障  
がいのある方の日常生活や社会生活  
を送る上での障壁をなくすため、私  
たち一人ひとりがこの法律を理解  
し、行動することが大切です。  
誰もが安心して暮らせる社会をみ  
んなでつくっていきましょう。

### 障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」 が差別になります

#### ■①「不当な差別的取扱い」とは

・障がいを理由として、正当な理由もなくサービスの  
提供を拒否したり、制限したりするような行為  
を言います。例えば、障がいがあるという理由だ  
けでレストランの入店を断ったり、アパートを貸  
さなかったりすることなどです。  
ただし、ほかに方法がない場合などは、「不当な  
差別的取扱い」にならないこともあります。

#### ■②「合理的配慮をしないこと」とは

・聴覚障がいのある方に声だけで話したり、知的障  
害のある方に分かりやすく説明しないなどの行  
為を言います。  
合理的な配慮のためにほかに方法はないか、その  
方の障がいに応じた工夫や方法をその方と一緒に  
話し合いながら、対応していくことが大切です。

#### ■役所と会社・お店などの違い

	役 所	会社・お店など
不当な差別的取扱い	してはいけない	してはいけない
合理的配慮	しなければならない	するように努力する

・役所と会社・お店などでは、「不当な  
差別的取扱い」が禁止されています。  
ただし、「合理的配慮をしないこと」  
については、役所と会社・お店など  
で求められる対応が異なります。  
※「合理的配慮」のために費用が掛かり  
すぎる場合などには、ほかの方法を考  
えることになります。

▲図 1 障がいがある方に対する「不当な差別的取扱い」「合理的配慮をしないこと」の禁止について